

「札幌市海外展開支援専門家によるコンサルティング業務」に係る調達について、下記のとおり告示する。

令和 4 年（2022 年）3 月 16 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市経済観光局国際経済戦略室経済戦略推進課  
電話：011-211-2481

2 契約に関する事項

(1) 調達する役務名

札幌市海外展開支援専門家によるコンサルティング業務

(2) 調達案件の仕様等

札幌市海外展開支援専門家によるコンサルティング業務公募型企画競争提案説明書  
(以下「提案説明書」という。)による

(3) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 3 月 24 日まで

(4) 契約に至るまでの方法 公募型企画競争にて行う

ア 企画競争参加者の募集及び企画提案書の受付

イ 提案内容について企画競争実施委員会で審査

ウ 審査において、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定

エ 契約候補者と所定の手続を経て、委託契約を締結する。

(5) 企画提案書等提出期限

令和 4 年 4 月 4 日まで

※なお、企画競争の応募方法及び提出する書類の詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

(1) 日本国内に事業所を有する法人であること。

(2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて 3 年を経過しない者でないこと。

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者でないこと。

(5) 企画書等提出時点の直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。

(6) 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。

(7) 企業への海外展開支援に関するコンサルティング業務の経験を有していること。

- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
- (9) 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
- ア 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
- イ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- (10) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### 4 提案説明書の交付方法

令和4年3月16日から札幌市公式ホームページにて公開する。

([http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/global\\_consultant.html](http://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/global_consultant.html))